# 議事事項1

# 姫路市屋外広告物条例及び施行規則 の改正について

(有資格者による点検義務化及び許可期間の改正)

令和4年11月21日 まちづくり指導課 都市景観指導室

1

## 姫路市屋外広告物条例の改正について

- 1. 有資格者による点検の義務化
- 2. 屋外広告物許可期間の変更

## 有資格者による点検の義務化/改正の背景

#### 屋外広告物条例ガイドライン(第19条の2)

広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は 掲出物件について、規則で定めるところにより、<u>屋外広告士、</u> その他これと同等以上の知識を有するもの</u>として規則で定める 者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の 劣化及び損傷の状況の<u>点検をさせなければならない</u>。

## 姫路市の現状

許可更新時に「屋外広告物自己点検結果報告書」の提出 を義務付けているが、<u>点検者の資格要件は定めていない</u> (誰が点検してもよい)

3

## 有資格者による点検の義務化/検討事項

- 1. 点検対象の広告物
- 2. 点検に必要な資格
- 3. 点検の内容
- 4. 点検の周期

## 有資格者による点検の義務化/点検対象の広告物

自治体	内容	
姫路市素案	地上から屋外広告物上端までの高さが4 mを超える許可広告物 * 1	
兵庫県	地上から屋外広告物上端までの高さが4mを超える許可広告物*1	
神戸市	地上から屋外広告物上端までの高さが4mを超える許可広告物*1	
明石市	高さが4mを超える許可広告物	
大阪府	高さが4mを超える許可広告物 <b>*1</b>	

- \*1・はり紙、はり札等を除く
  - ・建築物の外壁等に塗料やシート等で表示するものを除く

.

## 有資格者による点検の義務化/点検に必要な資格

自治体	内容	
姫路市素案	屋外広告士、職業訓練指導員等 * 2、県市の屋外広告物講習修了者 点検技能講習修了者、ネオン工事資格者	
兵庫県	屋外広告士、職業訓練指導員等*2、県市の屋外広告物講習修了者 点検技能講習修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者 ネオン工事資格者	
神戸市	屋外広告士、職業訓練指導員等*2 点検技能講習修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者 ネオン工事資格者	
明石市	屋外広告士、職業訓練指導員等*2、県市の屋外広告物講習修了者建築士、電気工事士、電気主任技術者、ネオン工事資格者	
大阪府	屋外広告士、ネオン工事資格者、点検技能講習修了者	

\*2 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、 職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

## 有資格者による点検の義務化/点検の内容

点検箇所	点検項目
基礎部・ 上部構造	①上部構造全体の傾斜、ぐらつき ②基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき ③鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	①鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間 ②鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落
取付部	①アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 ②溶接部の劣化、コーキングの劣化等 ③取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板	①表示面板・切文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 ②側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 ③広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり
照明装置	①照明装置の不点灯、不発光 ②照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水 ③周辺機器の劣化、破損
その他	①付属部材の腐食、破損 ②避雷針の腐食、損傷 ③その他点検した事項

## 有資格者による点検の義務化/点検の周期

## 姫路市屋外広告物条例

第6条2項 許可の期間は2年を超えることができない。

第6条3項 市長は申請に基づき許可等の期間を更新

することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

姫路市屋外広告物許可期間

広告物の区分	許可期間
看板、広告板、広告塔	2年以内
自動車・電車の車体利用等	1年以内
広告旗等	1ヶ月以内

## 点検の周期と許可期間の変更

自治体	更新期間	有資格者による点検周期
姫路市素案	3年	3年(=許可更新の都度) (設置後8年以上経過したものが対象)
兵庫県	2年	許可更新の都度 (設置後10年以上経過したものが対象)
神戸市	3年	許可更新の都度 (設置後8年以上経過したものが対象)
明石市	2年	許可更新の都度
大阪市	3年	許可更新の都度
京都市	3年	許可更新の都度

許可更新と点検の報告がずれる場合には事務が煩雑

9

## 点検の周期と許可期間の変更

## 【A】許可期間2年、点検周期2年とする場合

→業界団体が定める基準 (3年) よりも厳しくなり、 広告物の所有者に過度の負担を課すことになる。

## 【B】許可期間3年、点検周期3年とする場合

→現状の姫路市の条例は許可期間2年のため、 条例及び施行規則を改正する必要がある。

## 点検の周期と許可期間の変更

#### 屋外広告物条例ガイドライン(国土交通省)

第15条2項 許可の期間は3年を超えることができない。

第15条3項 知事は申請に基づき許可等の期間を更新する ことができる。この場合においては、前2項 の規定を準用する。

#### 【改正案】許可期間3年、点検周期3年

⇒許可を更新制にしている理由(老朽化等によって風致景観上、 安全上の問題が発生していないかを確認)から考えると、 点検基準が示している頻度で点検するのであれば、許可期間 を3年に変更しても問題がない。

11

#### 今後のスケジュール

姫路市景観・広告物審議会(報告) (令和4年 11月21日)

姫路市景観・広告物審議会(事前審議) (令和5年1月頃)

> パブリックコメント (令和5年 4月頃)

姫路市景観・広告物審議会 (パブリックコメント結果報告・本審議) (令和5年 5月頃)

条例·施行規則改正(議会承認) (令和5年9月後半)

施行 (令和6年4月)